

その他災害編

その他災害編

目 次

第1章 原子力災害

第1節 総則	1
第2節 予防対策計画	2
第3節 応急対策計画	7
第4節 復旧対策計画	20

第2章 危険物災害

第1節 予防対策計画	22
第2節 応急対策計画	25

第3章 海上災害

第1節 予防対策計画	29
第2節 応急対策計画	30

第4章 林野火災

第1節 予防対策計画	34
第2節 応急対策計画	37

第5章 農業災害

第1節 予防対策計画	43
第2節 応急対策計画	44

第 1 章 原子力災害

第1節 総則

1 目的

- ・ 県内には、原子力事業所（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第2条4号に定めるものをいう。）が立地しておらず、原子力災害対策指針（原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定めるものをいう。）に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも本県の地域は該当しない。
- ・ しかし、平成23年3月に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、本市を含めた近隣の地方公共団体に対して、長期かつ広範囲にわたってあらゆる分野に大きな影響をもたらし、原子力発電所事故が及ぼす影響の甚大性が広く認識された。
- ・ 本計画（その他災害編）のうち、原子力災害の記載箇所では、市域並びに市民の生命、身体及び財産を原子力災害（原災法第2条第1号に定めるものをいい、当該災害が生ずる蓋然性を含む。）から保護するため、この計画を策定し、市、県、指定地方行政機関等の防災関係機関及び原子力事業者（原災法第2条第3項に定める者のうち、隣接県に原子力事業所を設置する者をいう。）が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定める。

2 尊重すべき指針

原子力災害における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

3 市の責務

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、関係機関及び地方公共団体の協力を得て、必要に応じて防災に関する計画を作成し、これを実施するよう努める。

第2節 予防対策計画

＜基本方針＞

- 市及び防災関係機関は、職員への防災教育とともに、住民に対して原子力災害に関する知識の普及に努める。なお、普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズ、男女のニーズの違い等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。
また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。
- 市その他防災関係機関等は、情報の収集・伝達、モニタリング、避難対策、医療・精神医療・保健活動体制等の整備に努める。
- 国、県、市、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

1 防災知識の普及

(1) 職員に対する防災教育

- ・ 市、防災関係機関等は、職員に対し、原子力災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、次の事項に重点を置いて防災教育の普及に努める。その際、講習会・研修会・検討会等の開催や防災関係資料の配付等の方法を通じて実施することとする。

- ア 防災対策及び原子力災害対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 放射性物質、放射線の特性に関する事項
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
- オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識
- カ 原子力災害とその特性に関する事項
- キ 住民に対する防災知識の普及方法
- ク 災害時における業務分担の確認

- ・ 市、防災関係機関等は、次の目的のために、所掌する事務及び業務に応じた防災訓練を単独又は合同で計画的に実施するよう努める。

- ア 職員の防災に対する実務の習熟と実践的対応能力の向上
- イ 市、県、防災関係機関及び原子力事業者間の連絡体制・協力体制の確立
- ウ 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

- ・ 市は、原災法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法に基づき、県が主催者及び実施者となる防災訓練に参加する。
- ・ 防災訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施され、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。

(2) 住民に対する防災知識の普及

- 市、防災関係機関等は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、住民一人ひとりが正しい知識と判断をもってタイミングを逸することなく適切に行動できるよう、次の事項に重点を置いて防災知識の普及に努める。

ア	地域防災計画並びに防災関係機関等及び原子力事業者の防災体制の概要
イ	避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示の意味及び内容
ウ	放射性物質及び放射線の特性並びに原子力災害とその特殊性に関する事項
エ	放射線による健康への影響及び放射線防護に関する事項
オ	原子力事業所の概要及び施設・設備に関する知識（各原子力事業所におけるP A Z及びU P Zを含む市町村の名称を含む。）
カ	平常時における心得 <ul style="list-style-type: none"> 避難所、避難道路等を確認する。 原子力事業所のP A Z及びU P Z圏内の地域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。 原子力事業所のU P Zを含む市町村と生活圏や経済圏を共有している場合はあらかじめ当該市町村の避難計画を確認する。 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。 いざというときの対処方法を検討する。 防災訓練等へ積極的に参加する。 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
キ	災害時における心得、避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> 所在（居住又は滞在）する自治体等から災害情報や避難情報を収集する。 所在（居住又は滞在）する自治体による防災対策に従う。
ク	電気通信事業者は災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等

- 普及は、講習会・研修会・講演会・展示会等の開催やインターネット・広報誌の活用、新聞等各種報道媒体の活用、防災関係資料の作成・配付、防災映画・ビデオ・スライド等の上映・貸出し等の方法を通じて実施する。）児童、生徒等に対する教育
- 市は、児童、生徒等に対し、防災教育の実施に努めるとともに、関係職員、保護者等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

(3) 相談体制の整備等

市は、住民等からの相談、問合せに対応できるよう、相談窓口を明確にする等、相談体制の整備に努める。

2 情報の収集・伝達連絡及び通信確保**(1) 情報の収集・伝達連絡**

市は、原子力災害発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、国、県、その他の防災関係機関等との情報収集、連絡体制の明確化を図る。

(2) 通信施設・設備の整備等

- ・ 市、防災関係機関等は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。
- ・ 通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

(3) 住民等への情報伝達手段の整備

- ・ 市は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、県、防災関係機関等と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。
- ・ 情報伝達手段の整備に当たっては、市防災行政無線のほか、携帯端末の緊急速報メール機能の活用等、伝達手段の多重化及び多様化を図る。

3 モニタリングの実施

市は、市内の空間線量率の状況並びに市内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度を把握するため、県が実施するモニタリングに協力するとともに、結果を市ホームページへの掲示や報道機関への情報提供により公表する。

<担当課室>

課 室	担 当 業 務
まちづくり推進課	県が実施する空間線量率の測定への協力、結果の公表
農林課 水産課	県が実施する農林水産物（市内で生産・収穫・漁獲された主要な農林水産物をいう。）の放射性物質濃度の測定への協力、結果の公表

4 避難計画の作成**(1) 市の避難計画**

- ・ 市は、原子力災害から住民の生命、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離その他の地理的条件を踏まえ、必要に応じて避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。
- ・ 避難計画は、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告又は指示の住民への伝達方法、避難誘導方法、屋内退避方法その他必要な事項を定める。
- ・ 避難計画作成及び避難所（収容施設）の指定に当たっては、原子力災害対策指針に示す防護対策並びに避難所として指定する施設の管理者その他の関係機関等との協議を踏まえるとともに、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる場合やコンクリート建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減など、原子力災害の特殊性を十分に考慮する。

(2) 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- ・ 学校、病院、社会福祉施設など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の防護対策を迅速、確実に行うため、原子力事業所からの距離その

他の地理的条件を踏まえ、必要に応じて避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

- ・ 避難計画は、設置区域を管轄する市長に対し、国より原災法第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示があった場合を想定し、施設内にいる者の避難のための立退き又は屋内への退避を迅速、確実に行うために必要な事項を定め、関係職員等に周知徹底を図る。

(3) 広域一時滞在

- ・ 市は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内他市町村又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- ・ 市は、広域一時滞在の受入れ（他都道府県からの受入れを含む。）を想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

(4) 避難所等の整備

- ・ 市は、原子力災害の特性を踏まえた上で、施設の管理者、所有者との避難所の指定・運用にかかる協定等による同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難所等を指定するとともにその整備に努める。この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。
- ・ 市は、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難所を近隣市町村に設けるよう努める。

(5) 避難所の運営体制等の整備

市は、避難所を円滑に設置し運営するため、あらかじめ設置及び運営に係る「避難所運営マニュアル」等の作成、訓練を通じて、その内容について住民へ普及啓発に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(6) 避難行動要支援者名簿

- ・ 市は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、【地震・津波編及び風水害編第1章第6節4】に定めるとおり、避難行動要支援者名簿を作成する。

5 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難所、避難経路、屋内退避方法等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施、ホームページやSNS等、多様な手段を利用して避難に関する広報活動に努める。

<p>防護・避難行動に関する事項</p>	<p>ア 平常時における避難の心得 イ 避難、屋内退避の勧告・指示の伝達方法 ウ 避難、屋内退避の方法 エ 避難後の心得</p>
<p>避難所に関する事項</p>	<p>ア 避難所の名称及び所在地 イ 避難所への経路</p>

災害に関する事項	ア 原子力災害に関する基礎知識 イ 放射線、放射性物質等に関する基礎知識
----------	---

6 医療・保健活動体制の整備

(1) 相談体制の整備

市は、健康、医療、精神医療等に係る住民からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備に努める。

(2) 避難退域時検査等実施体制の整備

市は、県外等からの避難者等に対する身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。

<担当課室>

課 室	担 当 業 務
保健課 広田診療所 二又診療所	1 避難退域時検査等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等 2 健康相談、健康管理指導体制の整備

第3節 応急対策計画

<基本方針>

- 市及び防災関係機関等は、原子力災害の発生による影響が本市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ定めた組織、動員体制のもと、情報の収集・伝達、住民への広報、モニタリング、避難、医療・保健等を実施する。
- 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関等は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
- 複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知 2 地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の勧告、指示 [災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替え)] 3 警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読替適用)]
県本部	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の市に対する伝達 2 市長に代わって行う地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の勧告、指示 [災害対策基本法第60条(原災法第28条第2項による読替適用)] 3 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示 [災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)、警察官職務執行法第4条] 4 警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 [災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読替適用)、第73条] 5 身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施 6 市町村、国、指定公共機関との調整等
釜石海上保安部	1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の船舶への周知 2 必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退き又は屋内への退避の指示

	<p>[災害対策基本法第61条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p> <p>3 警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令</p> <p>[災害対策基本法第63条(原災法第28条第2項による読替適用)]</p>
<p>陸上自衛隊 岩手駐屯部隊</p>	<p>1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置</p> <p>[自衛隊法第94条]</p> <p>2 災害派遣要請に基づく避難の援助</p> <p>3 警戒区域の設定による緊急事態応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令(市長(市長の委託を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む。)、警察官又は海上保安官がない場合)</p> <p>[災害対策基本法第63条]</p>
<p>日本放送協会 盛岡放送局 (株)IBC 岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手</p>	<p>特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の放送</p>
<p>原子力事業者</p>	<p>特定事象発生情報等の県への通報</p>

<市本部の担当>

課 室	担 当 業 務
<p>防災課</p>	<p>1 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の周知</p> <p>2 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告、指示</p>
<p>消防本部・消防署</p>	<p>警戒区域の設定</p>
<p>保健課 広田診療所 二又診療所</p>	<p>1 要配慮者への伝達、安否確認</p> <p>2 県本部への報告、決定事項の受理</p>
<p>まちづくり推進課</p>	<p>1 市が実施する空間線量率の測定、結果の公表</p> <p>2 県が実施する空間線量率の測定への協力、測定結果の公表</p> <p>3 県が実施する降下物の放射性物質濃度の測定への協力、測定結果の公表</p>
<p>子ども未来課 保育所</p>	<p>給食食材の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表</p>
<p>農林課 水産課</p>	<p>県が実施する農林水産物、粗飼料、堆肥及び農用地土壌の放射性物質濃度の測定への協力、測定結果の公表</p>
<p>上下水道課</p>	<p>県が実施する水道水、降下物の放射性物質濃度の測定への協力、測定結果の公表</p>
<p>学校給食センター</p>	<p>給食食材の放射性物質濃度の測定、測定結果の公表</p>

1 市の活動体制

- ・ 市は、原子力災害の発生による影響が、市域に及ぶおそれがある場合は、その所掌事務に係る緊急事態応急対策を実施するため、陸前高田市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は陸前高田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- ・ 市は、災害対応にあたり、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努めるとともに、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じて外部の専門家等の意見・支援を活用する。
- ・ 市は、緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施等に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。この場合において、市は、県に対し、当該職員派遣に係るあつせんを求めることができる。

(1) 災害警戒本部

ア 設置基準

- ① 県から特定事象の発生に関する連絡があったとき
- ② 県から警戒事象の発生に関する連絡があった場合において、副市長が必要と認めるとき
- ③ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者（以下、この章において「原子力事業者等」という。）から市内での事業所外運搬事故の発生に関する連絡があったとき

イ 分掌事務

- ① 警戒事象又は特定事象の発生に関する情報の受領、収集及び関係機関への伝達
- ② 気象予報・警報の受領、気象情報の収集及び関係機関への伝達
- ③ 各地域の気象等に関する状況及び被害発生状況の把握
- ④ 応急措置の実施
- ⑤ その他の情報の把握

ウ 関係各課の防災活動

災害警戒本部の設置とともに、関係各課においては、地域福祉課を中心に、空間線量率の測定、分析、公表を行う。

エ 廃止基準

- ① 災害警戒本部は、市本部長（副市長）が、原子力災害（事業所外運搬事故を含む）の発生による影響が市の地域に及ぶおそれがないと認めるときに廃止する。
- ② 市本部長（副市長）は、原子力災害（事業所外運搬事故を含む）の発生による影響が本市に及ぶことが見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部

- ・ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置し、緊急事態応急対策を迅速、的確に実施する。
- ・ 災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部、県の災害対策本部及び地方支部と密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

[資料編 13-3 陸前高田市災害対策本部条例]

ア 設置基準

- ① 県から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、市本部長が緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき
- ② 原災法第15条第2項に定める原子力緊急事態宣言がなされた場合において、当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に市の地域が含まれる場合又は市の地域が含まれることが想定される時
- ③ 原子力事業者等から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、その影響が市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、市本部長が警戒配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき

イ 分掌事務

- ・ 災害対策本部の分掌事務は、【地震・津波編 第2章第1節「活動体制」】に準じる。
- ・ 各課室は、所管する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害対応策の実施方法を定め、当該活動マニュアルに基づいて訓練を行うなど、災害時の分掌事務を遂行するために必要な準備を行う。

ウ 廃止基準

- ① 原子力緊急事態解除宣言（原災法第15条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）が行われた場合など、市本部長が、原子力災害の発生による影響が市の地域に及ぶおそれがなくなったと認めるとき
- ② 本部長が、概ね緊急事態応急対策を終了したと認めるとき
- ③ 市本部長が、事業所外運搬事故の発生による影響が市の地域に及ぶおそれが無くなったと認められるとき

2 防災関係機関の活動体制

- ・ 防災関係機関等は、隣接県に立地する原子力事業所における特定事象又は原子力緊急事態の発生による影響が市の地域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合においては、法令、防災業務計画、県計画及び市計画の定めるところにより、その所管する緊急事態応急対策を実施する。
- ・ 防災関係機関は、所管する緊急事態応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- ・ 緊急事態応急対策の実施に当たっては、市、県との連携を図る。
- ・ 防災関係機関は、緊急事態応急対策が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に推進するため、必要に応じ、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関相互の連絡調整を図る。
- ・ 防災関係機関は、その活動に当たって、職員の安全確保に十分に配慮するとともに、こころのケア対策に努めるものとし、必要に応じ、国等に対し、精神科医等の派遣を要請する。

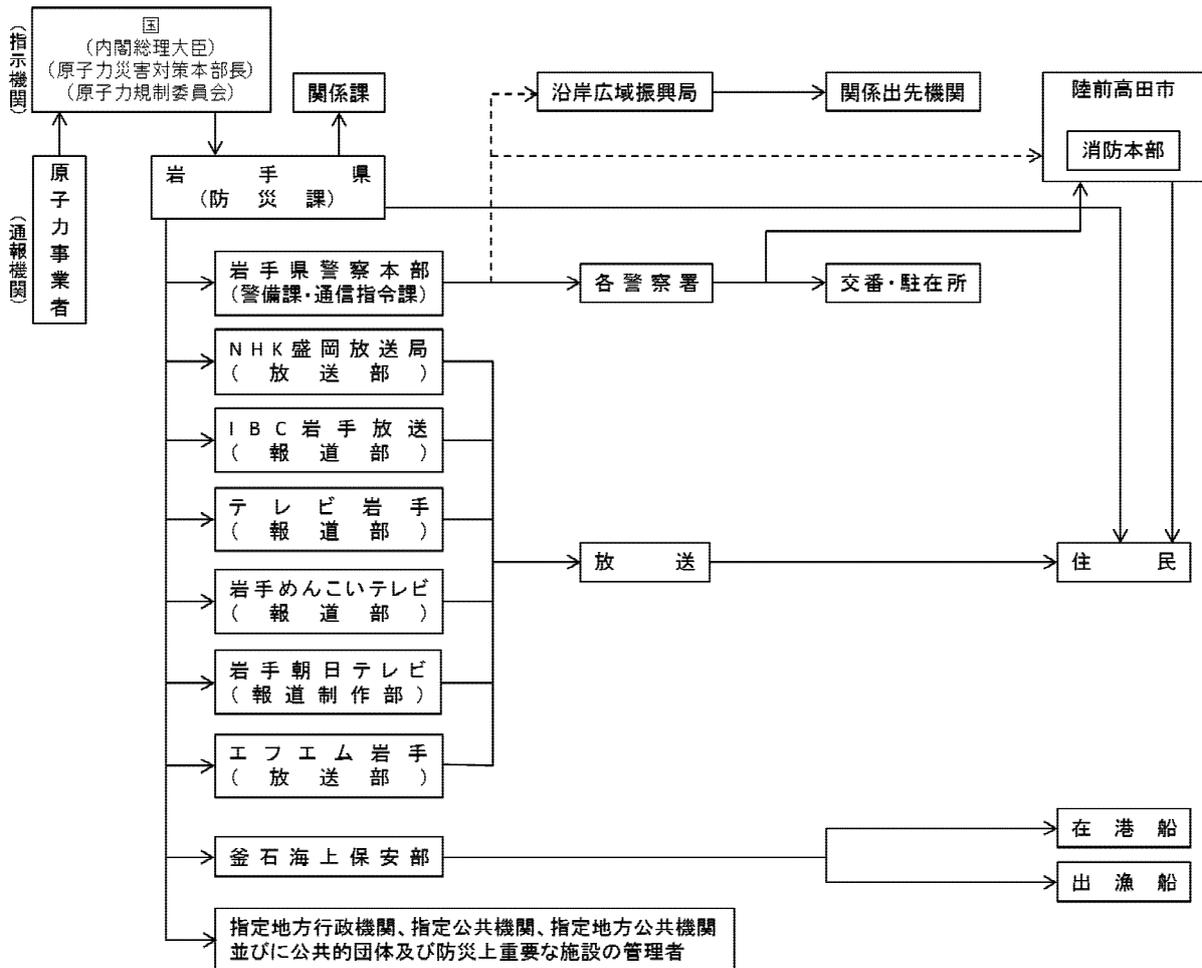
3 特定事象発生情報等の伝達

市本部	防災課
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、放送事業者

(1) 伝達系統

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報機関及び伝達系統は、次の図のとおりである。

< 特定事象発生情報等伝達系統図 >



注1 〰〰〰〰 は、原災法の規定による内閣総理大臣等による指示

注2 - - - - - は、総合防災情報ネットワーク

(2) 伝達機関等の責務

- ・ 市本部は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ通報・伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、必要な要領を定める。
- ・ 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通報、受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- ・ 市本部は、災害により通信設備が損壊した場合においても、特定事象発生情報等の受信、伝達等ができるよう、あらかじめ通信手段の複数化に努める。

(3) 市本部の措置

- ・ 市本部は、特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示を受領した場合は、直ちに、その内容を防災関係機関に通知するとともに、住民に対して広報を行う。
- ・ 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領後においては、テレビ、ラジオ等の報道内容に注意するとともに、県及び防災関係機関との連絡を密にするなど、的確な情報の把握に努める。
- ・ 市本部は、住民に対する特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の伝達手段の確保に努める。
- ・ 特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の広報は、概ね、次の方法による。

ア 市防災行政無線	キ SNS (Facebook、X、LINE)
イ 防災行政無線電話応答サービス	ク 市ホームページ
ウ 防災行政無線登録制メール	ケ 個別訪問による伝達
エ 携帯端末の緊急速報メール機能	コ 災害時双方向情報伝達システム (シン・オートコール) による伝達
オ 広報車	
カ 災害 FM	

(4) 県本部の措置

特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通知又は通報を受けた場合には、直ちに市本部長（市長）及び消防長に通知又は通報を行う。

(5) 防災関係機関の措置

ア 釜石海上保安部

通報又は通知を受理した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。

イ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断して、テレビ放送においてはテロップ等を用いて放送する。

ウ その他の防災関係機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体に通知する。

4 情報の収集・伝達

市本部	全課室
防災関係機関	全関係機関

(1) 情報の収集・伝達

市本部及びその他防災関係機関等は、緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。

- ア 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災関係機関と密接に連携を図る。
- イ 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- ウ 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

(2) 通信情報

市本部及びその他防災関係機関等は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替応急手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。

(3) 情報の収集・報告

- ・ 市本部は、県本部と連携し情報の把握に努めるとともに、県本部から伝達された情報を関係機関等に周知する。
- ・ 上記のほか、【地震・津波編 第2章第4節「情報の収集・伝達」】に定める方法に準じて、災害情報の収集・報告を行う。

5 住民等への情報提供・広報広聴

市本部	企画政策課、まちづくり推進課
防災関係機関	全関係機関

(1) 住民等への情報提供

- ・ 市本部は、県本部から住民等に対し情報提供を行う通知を受けたときは、当該区域内の住民等に対し、同様の内容により情報提供を行う。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 特定事象発生情報等の概要 イ 災害の現況 ウ 緊急時モニタリングの結果等 | <ul style="list-style-type: none"> エ 県等防災関係機関の対策状況 オ 住民等のとるべき措置、注意事項 カ その他必要と認める事項 |
|--|---|

- ・ 住民等への情報提供は、次の方法によるほか、多様な手段を活用する。その際、特に要配慮者に配慮する。

ア 市防災行政無線	キ SNS (Facebook、X、LINE)
イ 防災行政無線電話応答サービス	ク 市ホームページ
ウ 防災行政無線登録制メール	ケ 個別訪問による伝達
エ 携帯端末の緊急速報メール機能	コ 広報紙等の紙面
オ 広報車	サ 災害時双方向情報伝達システム（シン・オートコール）による伝達
カ 災害FM	

(2) 広報広聴

- ・ 市本部及び県本部は、災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、緊急事態応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- ・ 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- ・ 放送事業者は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、放送事業者に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- ・ 情報通信事業者は、広報手段に関する最新の技術、サービス等に関する情報を提供する等、災害広報の実施者の広報活動への協力を努める。
- ・ 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に要配慮者が必要とする情報について配慮する。
- ・ 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に災害時要配慮者の相談、要望等に配慮する。
- ・ 上記のほか、【地震・津波編 第2章第5節「広報広聴」】に定める方法に準じて、広報広聴活動を行う。

6 緊急時モニタリング

市本部	子ども未来課、保育所、まちづくり推進課、農林課、水産課、上下水道課、学校給食センター
-----	--

(1) 環境放射線モニタリング

- ・ 市本部は、県本部による空間線量率のモニタリングに加え、降水物、水道水の放射線物質濃度のモニタリング結果について提供を受ける。
- ・ 市本部は、必要に応じて、独自に空間線量率等の測定を実施する。
- ・ 市本部は、県から提供を受けたモニタリングの結果及び市の測定結果を、市ホームページへの掲示等により速やかに公表する。

(2) 農林水産物等のモニタリング

- ・ 市本部は、原子力災害が発生したときに、県が実施する農林水産物等の放射性物質濃度のモニタリングに協力する。ただし、給食食材については、給食を提供する学校、保育所等の設置主体（県、市町村等）がモニタリングを実施する。

- ア 農林水産物（市内で生産・収穫・漁獲されたものをいう）
- イ 粗飼料
- ウ 堆肥
- エ 農用地土壌
- オ 流通食品（消費者向けに市内で販売の用に供する食品をいう）
- カ 給食食材（学校、保育所の給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう）

- ・ 農林水産物等のモニタリングは、原子力災害が発生した原子力事業所の位置、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に含まれる本県又は隣接県の区域、空間線量率のモニタリング結果その他の条件を勘案し、対象物、試料採取地域等を定めて実施される。
- ・ 市本部は、必要に応じて、独自に農産物等の放射性物質濃度の測定を実施する。
- ・ 市本部は、県から提供を受けたモニタリングの結果及び市の測定結果を、市ホームページへの掲示等により速やかに公表する。

(3) 公共施設等のモニタリング

- ・ 市本部は、市が所管する学校、医療・福祉施設、公園、庁舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、県から空間線量率のモニタリングの要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を行う。
- ・ 不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、県の要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表に努める。

7 避難・影響回避

市本部	防災課、消防本部・消防署
-----	--------------

住民等の生命、身体の安全を確保するため、原子力災害が発生し、原災法第15条第3項の規定により、国から原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第1項及び第5項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示（以下、本節中「内閣総理大臣指示」という。）があった場合には、迅速かつ的確に住民に伝達し、避難誘導等を実施する。

特に、避難行動に時間を要する避難行動要支援者については、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導等を行う。

(1) 注意喚起

市本部は、原子力災害が発生した時、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、広報等により適時、注意喚起を行う。

(2) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示等

ア 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示及び報告

- ・ 市本部長は、内閣総理大臣指示があった場合には、その指示に基づき、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。この場合、市本部は、速やかにその旨を県本部及び原子力災害対策本部に報告する。

- ・ 県本部長及び市本部長は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している際に、自然災害を原因とする緊急の退避等が必要になった場合、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、県本部長及び市本部長は国と緊密な連携を行うものとする。

イ 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容

市本部長は、次の内容を明示して、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行う。

① 発令者
② 避難のための立退き又は屋内への退避の別
③ 勧告又は指示の別
④ 勧告又は指示の日時
⑤ 勧告又は指示の理由別
⑥ 勧告又は指示の対象地域
⑦ 避難のための立退き又は退避先
⑧ 避難のための立退き又は退避する場合の経路
⑨ その他必要な事項

(3) 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知

ア 地域住民等への周知

- ・ 市本部は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の内容を、【本節「5 住民等への情報提供・広報広聴」】に準じ、直接の広報（市防災行政無線、広報車等）、広報媒体（テレビ、ラジオ）、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段の活用によって直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
- ・ 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあっても、直ちに、周知徹底を図る。
- ・ 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示の周知に当たっては、必要に応じ避難行動要支援者の住居を個別に巡回するなど、避難行動要支援者に配慮した方法を併せて実施する。

イ 関係機関相互の連絡

市本部長は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
市町村長	知事及び 原子力災害対策本部長	災害対策基本法第60条第4項（原 災法第28条第2項による読替適用）
	公示	災害対策基本法第60条第5項（原 災法第28条第2項による読替適用）
警察官、海上保安官	市長	災害対策基本法第61条第2項
警察官	公安委員会	警察官職務執行法第4条第2項
自衛官	大臣の指定する者	自衛隊法第94条第1項

(4) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

- 市本部長は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

① 発令者	④ 警戒区域設定の地域
② 警戒区域設定の日時	⑤ その他必要な事項
③ 警戒区域設定の理由	

- 市本部長は、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

イ 警戒区域設定の周知

(ア) 地域住民への周知

市本部は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（市防災行政無線、広報車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により地域住民等への周知を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

(イ) 関係機関相互の連絡

市本部は、警戒区域を設定した場合、災害対策基本法第63条第1項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の読み替えにて適用）に基づく報告又は通知を行うほか、そのことを相互に連絡する。

<報告又は通知事項>

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

<法令に基づく報告又は通知義務>

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根拠法令
県知事	市長	災害対策基本法施行令第30条第3項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		災害対策基本法第63条第3項 （原災法第28条第2項による読替適用）

(5) 影響回避等のための措置

ア 情報提供

- 市本部は、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。
- 市本部は、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。

イ 住民等の措置

- ・ 住民等は、身体等を防護するため、市等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。
- ・ 水道事業者、農林漁業者、食品加工業者等は、生産品等への影響を回避し、風評被害を防止するため、市等の情報に基づき、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために必要な措置を講ずる。この場合において、農業協同組合、商工会議所、商工会その他の公共的団体は、農林漁業者、食品加工業者等が円滑に必要な措置を講じられるよう、必要な支援の実施に努める。

(6) 避難者の受入等

- ・ 市本部は、原子力災害の発生に伴い、市外からの避難者を受け入れることとした場合、迅速に避難所を開設し、その適切な運営を図るとともに、避難者が必要な情報や支援、サービスを容易に受けられるよう体制を整備する。
- ・ 上記のほか、【地震・津波編 第2章第13節「避難・救出」】に定める方法に準じて、避難誘導、救出活動、避難所の設置・運営等を行う。

8 医療・保健

市本部	保健課、広田診療所、二又診療所
-----	-----------------

(1) 避難退域時検査及び簡易除染

- ・ 市本部は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等（市外から市内に避難した者を含む。）の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、県本部に対し、避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。
- ・ 市本部は、身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部に通知する。

(2) 初動医療体制

- ・ 岩手県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、被ばく医療の提供体制が無いことから、市外からの避難者等であって、被ばく医療の必要性が見込まれる場合にあつては、県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門家の協力により、医療を提供することを基本とする。
- ・ 市本部は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の避難退域時検査等の実施について県本部に支援を要請する。
- ・ 市本部は、避難退域時検査等の結果、被ばく医療の必要性が指摘されたときは、県本部に対し、被ばく医療の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。
- ・ 市本部は、県本部の通知に基づき、被ばく医療の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。県本部は、当該搬送等の実施に協力する。
- ・ 市本部は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、【地震・津波編 第2章14節「医療・保健」】に定める方法に準じて、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。

9 事業所外運搬事故対策

- ・ 市は、事業所外運搬事故の発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、国、県、警察機関、消防機関、釜石海上保安部その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図るとともに、原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者（以下この章において「原子力事業者等」という。）からの情報について、県に情報提供を求めるものとする。
- ・ 市は、事業所外運搬事故が発生したときは、本節1～8の規定に準じて対応する。

(1) 情報収集・連絡

- ・ 市は、事業所外運搬事故（事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生した場合を含む。）が発生した旨の通報・連絡が確実に行われるよう、県との通報連絡体制を整備する。
- ・ 市は、県から必要な運搬情報が提供された場合には、必要に応じ、関係機関に当該運搬情報を提供する。
- ・ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときは、市、県、警察関係、消防機関その他の防災関係機関は、情報その他の事項の伝達・通報を、迅速かつ確実に実施するとともに、災害情報の収集伝達を行う。

(2) 住民等への情報提供・広報広聴

市、県、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、相互に連携し、住民等に対する正確な情報の提供及び広報広聴活動を実施する。

(3) 緊急時モニタリングその他対策の実施

市、県、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。

第4節 復旧対策計画

＜基本方針＞

- 市は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき等において、市内の放射性物質の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施するとともに、必要に応じて、県と調整・連携し、必要な措置を講ずる。
- 市は、原子力災害により被害を受けた住民等（広域一次滞在により市内に滞在する市外からの避難者を含む。以下本節において同じ。）が速やかに再起できるよう、被災者に対する健康相談・生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者の生活安定対策、風評被害の防止策等、住民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

1 モニタリングの継続

(1) 緊急時モニタリングの継続

市は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき又は県から特定事象若しくは原子力緊急事態への対応が完了した旨の通報があったときは、市内への放射性物質等の影響を把握するため、【第1章第3節「6 緊急時モニタリング」】で定める緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。

(2) 平常時モニタリングへの移行

- ・ 市は、継続して実施する緊急時モニタリング及び県が行うモニタリングの実施結果並びに県の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングを継続的な実施が必要ないと認めるときは、【第1章第2節「3 モニタリングの実施」】で定める、平常時におけるモニタリングに移行する。
- ・ 市は、平常時モニタリングに移行することを決定したときは、その旨を公表する。

2 低減措置・廃棄物等対策

(1) 低減措置

ア 低減措置を行う目安等

低減措置を実施すべき目安及び低減措置の実施により確保すべき追加被ばく線量の水準は、低減措置の実施が必要と認めたときに、原子力災害対策指針その他の基準等を勘案し、県が定める。

イ 低減措置の対象、実施者等

- ・ 低減措置は、学校等の施設、不特定多数の者が利用する施設、住居等、住民等が日常生活において利用する頻度が高い箇所のほか、事業活動等に支障があり、事業者等が低減措置を行う必要があると認める箇所とする。
- ・ 低減措置は、住民等が日常生活において利用する頻度等が高い箇所を優先して実施する。この場合において、放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境を最優先に実施する。

- ・ 低減措置は、低減措置の対象となるものを所有し、管理し、又は占有する者（以下本節中「実施者」という。）が行い、国が示す方法又は県が適当と認める方法により実施する。

(2) 廃棄物等の処理等

- ・ 実施者は、低減措置の実施に伴い生じた廃棄物を、法令、国が定める指針等に基づき、適切に管理し、処理する。
- ・ 市は、実施者に対し、当該廃棄物が、法令、国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。

(3) 実施者の措置

不特定多数の者が利用する施設に関し低減措置を行った実施者は、行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表するよう努める。

(4) 市の措置

- ・ 市は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。
- ・ 市及び県は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の取りうるべき必要な支援を行う。

3 健康確保等

(1) 健康相談の実施

市及び県は、健康に不安等を感じる住民等からの相談、問合せに対応できるよう、相互に連携し、対応窓口を明確化する等、相談体制の整備を図る。

(2) 住民の健康確保に関する調査その他の対策の実施

- ・ 市は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、住民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、県と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を実施する。
- ・ 市及び県は、調査及び分析の結果、住民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、国及び県その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

4 風評被害の防止

- ・ 市は、関係機関・団体と連携し、商工業、農林水産業その他の地場産業産品等の適切な流通等が確保され、かつ観光客の減少が生じることのないよう、広報活動を行う。
- ・ 市は、広報活動を行うに当たって、緊急時モニタリングの測定結果、出荷制限等の状況その他の情報を提供し、市内で生産される産品等及び市内の環境が安全な状況にあることを広報する。
- ・ 市は、関係機関・団体が自ら風評被害防止に向けた活動を実施する場合において、活動に必要な情報、資機材等の提供等、必要な支援を行う。

第 2 章 危險物災害

第1節 予防対策計画

<基本方針>

- 危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

1 石油类等危険物

(1) 保安教育の実施

- ・ 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- ・ 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防本部・消防署等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(2) 指導強化

- ・ 県は、消防本部・消防署が行う許可、立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- ・ 消防本部・消防署は、危険物施設の所有者に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- ・ 消防本部・消防署は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導
- ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導
- エ 地震動、津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導

(3) 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

ア 沈下測定の実施

危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

イ 不等沈下の著しいタンクの措置

- ・ 消防本部・消防署は、法令の定めるところにより、不等沈下の著しいタンクについて、底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- ・ 消防本部・消防署は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

ウ 敷地外流出防止措置

消防本部・消防署及び県は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化措置

- ・ 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。
- ・ 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(5) 化学防災資機材の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

2 高圧ガス及び火薬類

関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

(1) 保安意識の高揚

- ・ 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- ・ 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- ・ 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

(2) 規制の強化

- ・ 高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。
- ・ 指導の適性を期するために、指導取締方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

(3) 自主保安体制の整備指導

- ・ 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- ・ 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- ・ 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

3 毒物、劇物

- ・ 県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

<監視指導区分>

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設備基準への適合

- ・ 県は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

4 放射線

防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

第2節 応急対策計画

<基本方針>

- 市その他防災関係機関は、火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 自衛隊による保安措置及び除去が必要と認めた場合は、自衛隊の災害派遣を要請する。

1 石油类等危険物

<実施機関>

実施機関	担当業務
危険物施設	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部	
県本部	

<市本部の担当>

課室	担当業務
消防本部・消防署	1 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 消火薬剤の調達 3 負傷者の救出・搬送 4 避難措置及び警戒区域の設定

(1) 危険物施設

ア 被害状況の把握と連絡

危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、消防本部・消防署等に通報するとともに、被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 要員の確保

危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、施設内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報を行う。

(2) 市本部

- ・ 被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、危険物施設関係者から情報を収集する。
- ・ 危険物施設及び防災関係機関と連携を図りながら、【地震・津波編 第2章第7節「消防活動」】に定めるところにより対処する。
- ・ 災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難指示等の措置を行う。

2 火薬類

<実施機関>

実施機関	担当業務
火薬類施設	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部	
県本部	

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の派遣要請依頼
消防本部・消防署	1 火薬施設に係る被害状況調査及び応急対策 2 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 3 消火薬剤の調達 4 負傷者の救出・搬送 5 避難措置及び警戒区域の設定
建設課	交通規制の実施

(1) 火薬類保管施設

ア 被害状況の把握と連絡

火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、消防本部・消防署等に通報するとともに、被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ③ 他地域への搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
- ④ 火薬庫入口、窓等を完全に密封し、木部には防火の措置を講ずる。
- ⑤ 災害の状況により周辺住民の避難が必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従事員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- ⑥ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- ⑦ 火薬類が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部

- ・ 被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、火薬類保管施設関係者から情報を収集する。
- ・ 火薬類保管施設及び防災関係機関と連携を図りながら、【地震・津波編 第2章第7節「消防活動」】に定めるところにより対処する。
- ・ 災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難指示等の措置を行う。

3 高圧ガス

<実施機関>

実施機関	担当業務
高圧ガス施設	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部	
県本部	

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の派遣要請依頼
消防本部・消防署	1 高圧ガス災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 消火薬剤の調達及びあっせん 3 負傷者の救出・搬送 4 避難措置及び警戒区域の設定
商政課	高圧ガス施設に係る応急対策

(1) 高圧ガス保管施設

ア 被害状況の把握と連絡

高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、消防本部・消防署等に通報するとともに、被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
- ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
- ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従事員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を、警察官、消防職員・消防団員に通報する。

(2) 市本部

- 被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、高圧ガス保管施設関係者から情報を収集する。
- 高圧ガス保管施設及び防災関係機関と連携を図りながら、【地震・津波編 第2章第7節「消防活動」】に定めるところにより対処する。
- 災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難指示等の措置を行う。

4 毒物・劇物

<実施機関>

実施機関	担当業務
毒物・劇物保管施設	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部	
県本部	

<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の派遣要請依頼
消防本部・消防署	1 負傷者の救出・搬送 2 避難措置及び警戒区域の設定

(1) 毒物・劇物保管施設

ア 被害状況の把握と連絡

毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、消防本部・消防署等に通報するとともに、被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。 ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。 |
|--|

ウ 情報の提供及び広報

毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部

- 被害状況や応急対策の活動状況等について、随時、毒物・劇物保管施設関係者から情報を収集する。
- 毒物・劇物保管施設及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、【地震・津波編 第2章第7節「消防活動」】に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- 災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難指示等の措置を行う。

第 3 章 海上災害

第1節 予防対策計画

<基本方針>

- 海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

1 防除体制の強化

市及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸排出油等防除協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。

- ア 情報連絡体制の整備
- イ 資機材の整備、保有状況の相互連絡
- ウ 防災訓練の実施

[資料編 11-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会規則]

2 施設、設備及び資機材の整備・保管

各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。

区 分	使用施設、設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、応急資材、オイルフェンス展張船、作業船等
流出した石油等の回収及び処理	油回収船、回収装置、処理施設、油（化学）処理剤、油吸着剤、バージ舟等
流出した石油等からの火災の発生防止	化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害の拡大防止	ガス検知器等

[資料編 11-2 排出油等防除資機材保有状況]

第2節 応急対策計画

<基本方針>

- 関係機関相互の密接な連携のもとに、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全を図る。
- 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸排出油等防除協議会を始め、隣接市町村や関係団体等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

<実施機関>

実施機関	担当業務
事故関係者 (船舶所有者等)	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
釜石海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故関係者に対する防除措置の命令 5 指定海上防災機関に対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請
市本部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
県本部	2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置に対する協力
指定海上防災機関	1 海上保安庁長官等の指示に基づく防除措置の実施 2 事故関係者の委託に基づく防除措置の実施

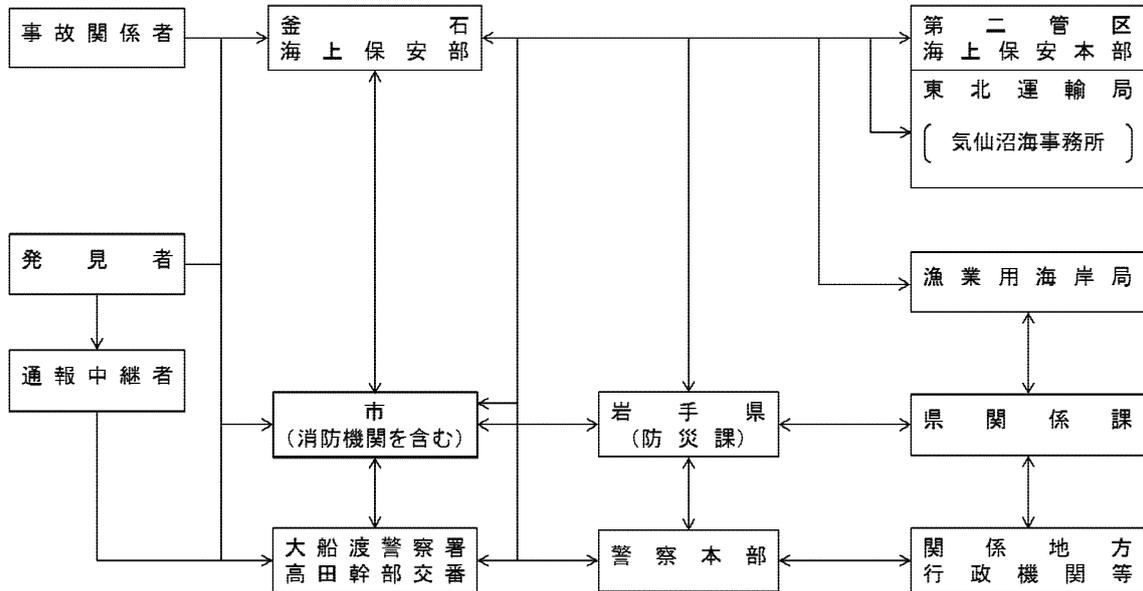
<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	1 地域住民に対する災害発生の周知 2 釜石海上保安部等との連絡調整 3 自衛隊の災害派遣要請依頼
消防本部・消防署	1 流出油防除活動に係る総括 2 釜石海上保安部等との連絡調整
水産課	1 漁連、漁協との連絡調整 2 所管漁港に係る保全措置 3 所管漁港に係る在港船舶及び港外漁船への災害の周知 4 災害防止のための応急措置

1 通報連絡体制

- 市本部、防災関係機関等による通報連絡は、次により行う。

<通報連絡系統図>



- 船舶や住民に対する周知は、次により行う。

<船舶に対する周知方法>

機 関	周 知 手 段	対 象 船 舶
釜石海上保安部	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	テレビ、ラジオ	
漁港管理者	拡声器	在港船舶

<住民に対する周知方法>

機 関	周 知 手 段	周 知 事 項
市本部 (消防機関)	市防災行政無線、広報車・消防車の拡声器等	ア 災害の状況 イ 防災活動の状況 ウ 火気使用、交通等の制限事項 エ 避難等の一般注意事項 オ その他必要事項
大船渡警察署	パトカーの拡声器	
釜石海上保安部	巡視船艇の拡声器	
放送事業者	テレビ、ラジオ	

2 警戒措置

市本部	防災課、消防本部・消防署
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、大船渡警察署

(1) 海上警戒

災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施、または協力する。

実施機関	措置内容
釜石海上保安部	ア 船舶の出入港の禁止 イ 船舶の航行制限及び禁止 ウ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 エ 警戒船等の設定 オ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災関係機関	釜石海上保安部が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関	措置内容
市本部（消防機関）	ア 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 イ 流出油の漂着に係る監視パトロール
県本部	流出油の漂着に係る監視パトロール
大船渡警察署	沿岸地域の交通制限等

3 応急措置

市本部	防災課、消防本部・消防署、水産課
防災関係機関	県本部、釜石海上保安部、漁港管理者、漁業関係者（漁協等）、指定海上防災機関

(1) 海上流出油等対策

海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、流出油等災害を防止するため、相互に連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

実施機関	措置内容
釜石海上保安部	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、緊急的な油の拡散防止措置 オ 海上における流出油防除指導 カ 流出油防除作業の技術指導
県本部	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去等
市本部（消防機関）	ア 流出油の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
その他の防災関係機関	海上保安部、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等

防災関係機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

- | | |
|--------------|------------|
| ア 搜索、人命救助、救護 | ウ 応急資機材の調達 |
| イ 消火活動、延焼防止 | エ 遭難船の移動 |

第4章 林野火災

第1節 予防対策計画

<基本方針>

- 森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。
- 市は、林野火災を予防するため、火災の発生・拡大する可能性がある気象状況となった場合「林野火災注意報」「林野火災警報」を発令する。

1 林野火災予防思想の普及、徹底

- ・ 岩手県山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

- ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止
- イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
- ウ たき火、たばこの完全消火
- エ 車からたばこの投げ捨て禁止
- オ 火入れの許可遵守
- カ 子供の火あそびの禁止

- ・ ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民、小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

- ア 駅、官公庁、学校、登山口等への山火事予防ポスター、横断幕、のぼり等の掲示
- イ テレビ、ラジオ、防災無線、新聞、インターネット等の媒体による啓発
- ウ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止
- エ 広報車などによる巡回広報

2 予防及び初期消火体制の整備

- ・ 背負い式消火水のう、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- ・ 防火帯等を設置する。

3 組織の強化

- ・ 地域の実情に即した予防対策を行うために、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- ・ 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

4 市の実施事項

市は、林野火災予防対策として、次の事項を実施する。

- ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催
- イ 市の広報活動の実施と防火思想の周知徹底、県の広報活動に対する協力
- ウ 林野火災予防組織の育成強化
- エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底
- オ 火災警報等発令時の巡視強化
- カ 初期消火資機材の整備
- キ 「陸前高田市火入条例」に関する住民への周知徹底

5 林野火災注意報・林野火災警報

(1) 発令基準

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、林野火災注意報を発令するものとする。ただし、当日に降水が見込まれる又は積雪がある場合は、発令しないことができるものとする。

ア 林野火災注意報

- ・前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合。
- ・前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表された場合。

イ 林野火災警報

上記アの発令基準に加え、陸上に強風注意報が発表された場合に発令する。

(2) 発令対象期間

毎年1月1日から5月31日

(3) 火の使用の制限

林野火災警報の発令中における火の使用については、次の各号に定めるところによる。

- ア 山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- カ 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。
- キ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(4) 発令の伝達方法

林野火災警報等の発令の伝達方法については、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|---|-----------------|
| ア | 防災行政無線による方法 |
| イ | 消防本部ホームページへの掲載 |
| ウ | SNSによる発信 |
| エ | 広報車による方法 |
| オ | 防災センターへの懸垂幕掲示 |
| カ | 関係機関への通報 |
| キ | その他消防長が必要と認める方法 |

(5) 警戒体制

消防長は、林野火災警報等が発令された場合、必要に応じ消防職員を参集させて警戒にあたらせるものとする。

(6) 解除の基準

上記(1)に該当しなくなった場合、林野火災警報等を解除するものとする。

(7) 解除の伝達方法

上記(4)の各号に定めるところによる。

第2節 応急対策計画

<基本方針>

- 林野火災の発生時においては、消防機関は、防災関係機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 市は、林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- 市本部は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」に定めるところにより、応援を要請する。
- 本計画に定めのないものについては、消防組織法に基づく「消防計画」に定めるところによる。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は、災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
県本部	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の派遣要請
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消防資機材の調達及びあっせん
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく消防活動の支援

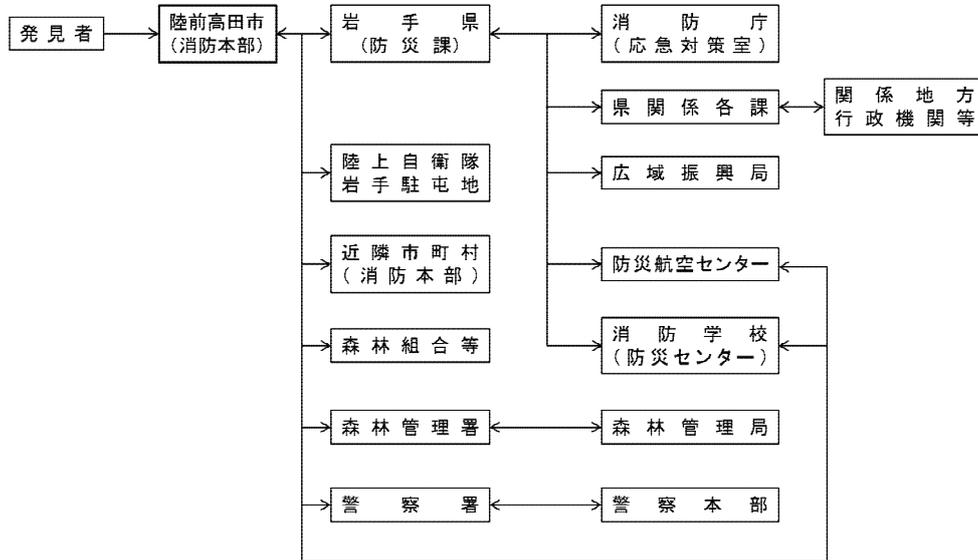
<市本部の担当>

課室	担当業務
防災課	自衛隊の災害派遣要請
消防本部・消防署	1 消防活動の実施及び指導、連絡調整 2 緊急消防援助隊の派遣等に関すること 3 警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等 4 防災ヘリコプターの応援要請に関すること
農林課	1 農林施設に係る被害状況の調査、報告 2 農林関係の復旧資材の確保及び応急工作に関すること
建設課	交通規制の実施

1 通報連絡体制

防災関係機関に対する通報連絡は、次により行う。

<通報連絡系統図>



2 市本部の措置

市本部	防災課、消防本部・消防署
-----	--------------

- 市本部は、林野火災による被害を軽減するため、次により、林野火災防ぎょ計画を定める。

ア 重要対象物の指定

林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設、報道機関等の施設を重要対象物として指定する。

イ 延焼阻止線の設定

林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。

ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。

- 市本部は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援するとともに、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市本部は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村長に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、【地震・津波編 第2章第10節「自衛隊災

害派遣要請】に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

- 市本部は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合には、空中消火を実施するため、県本部長に対して、【地震・津波編 第2章第25節「防災ヘリコプター出動要請】に定める手続により防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
- 市本部は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合には、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要となる消火薬剤補給のための要員を配備する。

3 消防機関の措置

市本部	消防本部・消防署
-----	----------

(1) 応急活動体制の確立

- 消防機関は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防機関は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。

ア 消防職員・団員に対する出動準備命令 イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令 ウ 出動準備終了後における市町村本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
--

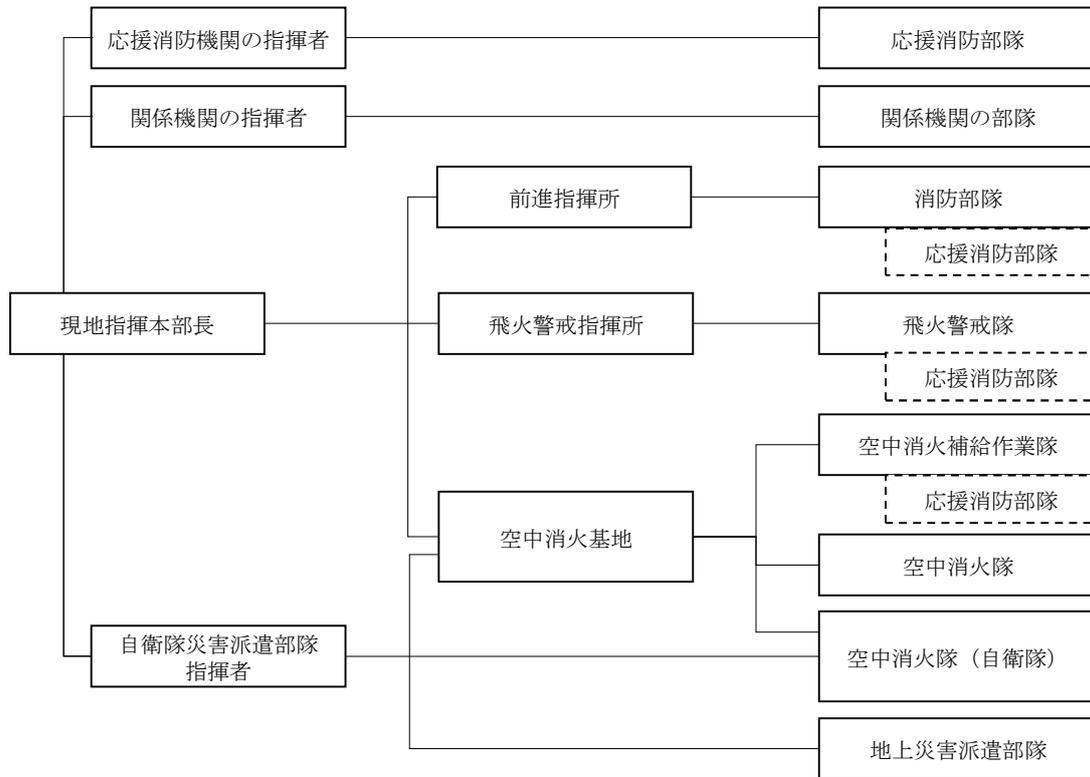
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防機関の長に報告する。
- 消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防部隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。また、必要に応じ関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- 現地指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- 消防機関の長は、現地最高指揮者として、防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防機関の長が協議して決定する。
- 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

- ・ 現地指揮本部の指揮系統は、次のとおりとする。

<現地指揮本部の指揮系統図>



- ・ 火災防ぎょ活動は、次の点に留意する。

- ア 林野火災の発生初期で、消防力が火勢を上回る場合は、速やかに火点を包囲し、一挙鎮圧を図る。
- イ 林野火災の火勢が消防力を上回る場合は、重要かつ消火効率の高い地域の防ぎょを優先する。
- ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
- エ 林野火災が多発又は延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
- オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
- カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- ・ 消防機関は、あらかじめ、医療機関、気仙医師会、日本赤十字社陸前高田市地区、警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、円滑な救急・救助活動が行えるよう協力体制を確保する。
- ・ 消防機関は、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、人命の安全確保に努める。
- ・ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

- ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急処置又は応急手当を行った上で、安全な場所に搬送する。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、高齢者、病人及び障がい者を優先する。
 ウ 林野火災の規模が、救急・救助能力を上回る場合は、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- ・ 消防機関は、あらかじめ、避難指示の伝達、避難誘導、避難場所、避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。
- ・ 避難指示の伝達、避難誘導は、自主防災組織等との連携を図る。
- ・ 避難指示が発令された場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- ・ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- ・ 高齢者、障がい者等の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

消防機関は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 緊急消防援助隊

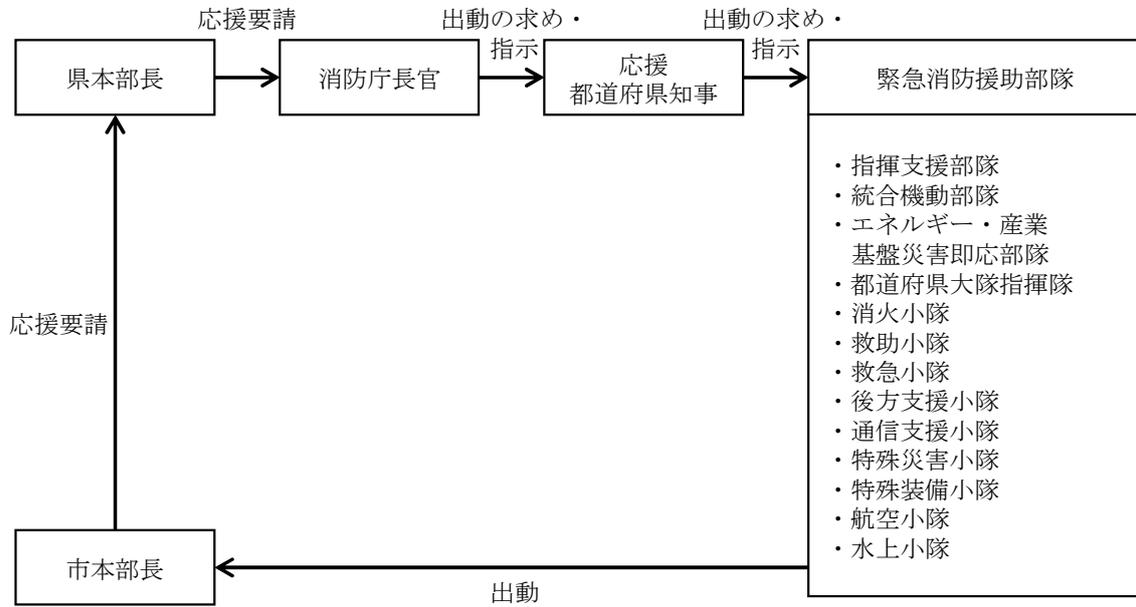
市本部	消防本部・消防署
防災関係機関	県本部

- ・ 市本部は、大規模林野火災が発生し、災害の範囲が著しく拡大し、県内の消防機関の消防力をもって対処できないと認めるときは、県本部に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請するとともに、「陸前高田市消防本部受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整える。
- ・ 市本部は、緊急消防援助隊が出動した場合には、県本部に設置される消防応援活動調整本部と連絡調整等を行い、災害活動にあたる。
- ・ 緊急消防援助隊は、本部支援室との連携を図り、必要に応じ総合調整所において、防災関係機関相互の連絡調整等を行い活動にあたる。
- ・ 緊急消防援助隊は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊の編成、施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱の規定に基づき出動する。
- ・ 緊急消防援助隊は、市本部長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。ただし、他市町村で大規模災害が発生した場合においては、消防組織法第44条又は第44条の3に基づき、部隊の移動を行う場合がある。

- 消防本部は、県外で大規模な災害が発生した際における、全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するため「緊急消防援助隊岩手県隊」に属する。(消防組織法第45条に基づく登録部隊)

[資料編 6-9 緊急消防援助隊岩手県大隊]

<緊急消防援助隊の出動>



5 消防防災ヘリコプター等の応援要請

市本部	消防本部・消防署
防災関係機関	県本部

市本部は、大規模林野火災時において、上空からの偵察や空中消火等の応援が必要と認めた場合は、県本部に対し、速やかに自衛隊及び消防防災ヘリコプター等の応援要請を行う。

第5章 農業災害

第1節 予防対策計画

<基本方針>

- 農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の季節予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付け当初からの安定技術の普及を進める。

1 農業災害防止対策の推進

- ・ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 季節予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 低温注意報、霜注意報等の早期伝達 イ 樹園地における燃料等の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 水源（水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ア 防風網の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落下防止のための薬剤散布
病虫害発生予察	<ul style="list-style-type: none"> 県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

- ・ 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 生鮮食品の輸送力の確保 イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備 ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及 エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導 オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止 |
|---|

第2節 応急対策計画

<基本方針>

- 被災地域における病虫害の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 家畜の被害を最小限に止めることができるよう、適切な措置及び指導を行う。

<実施機関>

実施機関	担当業務
市本部	1 被災地域における病虫害防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県本部	1 病虫害防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市町村長が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市町村長からの畜産応援要請に応じた対策措置

<市本部の担当>

課室	担当業務
農林課	1 病虫害防除に係る技術指導 2 畜産対策全般

1 防除対策

市本部	農林課
-----	-----

(1) 防除の実施

- ・ 市本部は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 防除時期 イ 防除資機材（航空機、防除機具、農薬、その他）の種類及び数量 ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置） |
|---|

- ・ 市本部は、防除上必要な措置について、県大船渡地方支部農林班を通じ、県本部に応援を要請する。
- ・ 市本部は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調査班	巡回調査を行い、病虫害の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指導班	防除活動の促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病虫害の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

- ・ 市本部は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- ・ 市本部は、防除資機材等の確保が困難な場合は、次の事項を明示し、県大船渡地方支部農林班を通じて、県本部にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

市 本 部	農林課
防 災 関 係 機 関	県本部

(1) 協力機関

市本部は、次の関係機関の協力を得て、畜産対策を実施する。

ア 県大船渡地方支部農林班	エ 農業協同組合
イ 全国農業協同組合連合会岩手県本部	オ 獣医師会
ウ 県農業共済組合	カ 地域自衛防疫協議会

(2) 家畜の診療

災害時における家畜の診療は、次の方法により行う。

ア 家畜の診療は市本部が実施するが、実施が困難な場合は、県大船渡地方支部農林班に 応援を要請する。
イ 要請を受けた県大船渡地方支部農林班は、家畜診療班を現地に派遣し、応急診療を実 施する。
ウ 家畜診療班は、必要に応じて被災地内に診療詰所を設け、常時待機する。
エ 応急診療の範囲は、次によるものとする。
① 診療
② 薬剤又は治療用資器材の支給
③ 治療等の処置

(3) 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）の関係規定により実施する。

ア 畜舎等の消毒（家畜伝染病予防法第9条及び第30条）

- ・ 県大船渡地方支部農林班は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ・ 必要な薬剤、機材などについては、県大船渡地方支部農林班の手持品を使用する。ただし、手持品が不足するときは、県本部に報告し、県本部を通じて入手し、又は配置する。

イ 緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条及び第31条）

- ・ 県大船渡地方支部農林班は、家畜防疫班を被災地域に派遣し、実施する。
- ・ 県本部は、時期を失しないよう、ワクチン等の確保に努める。

ウ その他の防疫措置

県大船渡地方支部農林班は、家畜の死亡、家畜伝染病のまん延の防止等の措置が必要と認められた場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより防疫措置を実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。

- ア 県大船渡地方支部農林班は、市その他協力機関と連絡し、避難場所等について指導する。
- イ 市本部は、県大船渡地方支部農林班から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めるときは、家畜飼育者等に家畜等を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

- ・ 市本部は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、県大船渡地方支部農林班に確保のためのあっせんを要請する。
- ・ 要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ア 要請する飼料の種類及び数量 | ウ その他必要事項 |
| イ 納品又は引継の場所及び時期 | |

(6) 青刈飼料等の対策

市本部は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。

- ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
- イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をしよう指導する。
- ウ 災害発生時において、飼料作物・牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、県大船渡地方支部農林班を通じて、県本部に確保のためのあっせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

市本部は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により集乳運搬ができない場合は、県大船渡地方支部農林班に対し、集乳運搬について協力を要請する。